

(整理番号 1 9 2 3)

長野地方最低賃金審議会

第 6 回本審議会 議事録

開催日時 場所	令和 2 年 3 月 6 日 16 時 00 分～16 時 30 分 長野労働局 2 階 会議室		
出席状況	公 益 代 表 委 員	出席 3 人	定数 5 人
	労 働 者 代 表 委 員	出席 5 人	定数 5 人
	使 用 者 代 表 委 員	出席 4 人	定数 5 人
主要議題	1 令和元年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について（報告） 2 令和 2 年度特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について 3 その他		
議 事 録			
○大日方室長 それでは定刻となりましたので、只今より、長野地方最低賃金審議会、令和元年度第 6 回総会を開催いたします。 本日の出席委員は、委員 15 名中 12 名の出席をいただいております、最賃審議会令第 5 条第 2 項の規定により 3 分の 2 以上の出席がございますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。 それでは、はじめに長野労働局長の中原から、ご挨拶申し上げます。 ○中原労働局長 委員の皆様方には、大変ご多用のところ、最低賃金審議会にご出席を賜り、ありがとうございます。岩崎会長をはじめ委員の皆様方には、日頃より最低賃金に関する行政運営を始めとして、私ども労働行政の運営に多大なるご指導、ご支援を賜っていることにあらためて感謝を申し上げる次第でございます。 おかげさまで持ちまして、今年度につきましても、つつがなく最低賃金の決定をなすことが出来ました。現在、その確実な施行に向けて、局、監督署が一丸となって取り組んでいるところでございます。本日は、令和元年度における			

審議会の審議経過のご報告と、令和２年度特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明の２つを議題として審議を進めていただきたいと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症の関係で、極めて重要な局面にあるところでございます。県内でも感染者が出ているところであり、その感染拡大を防ぐために、労働局としても最大限努力をして参る所存でございます。この関係で２月１４日から労働局、また、現在では全てのハローワーク、労働基準監督署におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を開設し、企業、労働者等からのご相談に対応させていただいておるところでございます。また、経済活動への影響も出始めておる中で、雇用調整金の特例支給、また、政府において現在小学校等に通学される子を持つ家庭に関わる新たな助成金の仕組みについても鋭意取りまとめに向けて検討を進めているところであり、成案が得られ次第、広く周知をして参る所存でございます。

こういった中で本日の審議会の開催となりますが、マスクの着用など運営面で十分配慮した審議会としておりますので、皆様方におかれましては、よろしく審議の程、お願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○大日方室長

それでは、これからの審議につきまして、岩崎会長よろしくお願いいたします。

○岩崎会長

新型コロナウイルスの濃厚接触空間というのは無数にあり、そこに感染者がいる確率はそれほど高くないのではないかと。確率のことを考えずに、集団ヒステリーに走り、医療従事者を差別したり、マスクを買い占めたり、果てはトイレトーパーまで買い占めたり、甚だ疑問な行動が報道されている。

我々の中にはそういう行動をとる方はいらっしゃると思いますが、今年度も皆さん、客観的に、クールに判断されて審議を行って来ました。来年度も、客観的に、冷静にやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日の議題は、第１に令和元年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について(報告)、第２に令和２年度特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について、第３にその他を予定しております。

まず、本日の議事録署名人を指名します。労働者代表委員は山口委員、

使用者代表委員は水本委員にお願いします。

さて、審議会は、長野地方最低賃金審議会運営規定第6条第1項及び公開要綱に基づき、具体的な金額を議論する審議及び採決については、非公開とし、その他は、公開により率直な意見交換等に支障があるとは認められないので、公開といたします。

なお、事務局で長野地方最低賃金審議会会議公開要綱第3条に基づき、本日開催の14日前に、公開の公示をいたしましたところ、傍聴希望があり、本日3人の傍聴者がおりますことを報告いたします。

それでは、議題1の「令和元年度長野地方最低賃金審議会の審議経過等について、事務局より説明をお願いします。

○松本室長補佐

資料番号No.1の第52期（令和元年度）長野地方最低賃金審議会総会、小委員会、専門部会等の審議経過について概略説明いたします。

なお、県最賃の審議につきましては、8月26日の第5回までについて、ご承知いただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

では、特定最低賃金の審議経過について説明いたします。4ページの7特定（産業別）最低賃金審議経過一覧以下に掲載させていただいています。6ページまでとなります。

それでは、5ページの(1)長野県計量器等最低賃金専門部会の審議経過を説明いたします。長野県計量器等最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において専門部会に審議が付託され、4回の専門部会を開催し審議が行われました。9月25日に開催された専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、労使双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額892円とすることで結審し、全会一致、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、10月28日に官報公示、11月27日に法定発効となっています。

次に、(2)長野県はん用機械器具等最低賃金専門部会の審議経過です。長野県はん用機械器具等最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において専門部会に審議が付託され、4回の専門部会を開催し審議が行われました。9月25日に開催された専門部会で審議した結果、労使双方の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額903円とすることで結審し、全会一致、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、10月28日に

官報公示、11月27日に法定発効となっています。

次に、(3)長野県各種商品小売業最低賃金専門部会の審議経過です。長野県各種商品小売業最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において専門部会に審議が付託され、3回の専門部会を開催し審議が行われました。10月10日に開催された専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を20円引上げ時間額855円とすることで結審し、全会一致、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月20日に官報公示、12月31日に指定日発効となっています。

次に、(4)長野県印刷、製版業最低賃金専門部会の審議経過です。長野県印刷、製版業最低賃金については、8月26日の審議会における改正決定の諮問を受け、同日の審議会において専門部会に審議が付託され、3回の専門部会を開催し審議が行われました。10月21日に開催された専門部会で審議した結果、労使の主張に隔たりのある中、双方が歩み寄った結果、全会一致により現行の特定最低賃金を23円引上げ時間額850円とすることで結審し、全会一致、最低賃金審議会令第6条第5項適用で答申が行われ、11月20日に官報公示、12月31日に指定日発効となっています。

○岩崎会長

只今の報告について、何か意見、質問等ございますか。

<意見、質問等無し>

次に、議題2の「令和元年度特定最低賃金の金額改正に関わる意向表明について」に入ります。事務局より説明をお願いします。

○松本室長補佐

資料番号No.4-1からNo.4-4の特定最低賃金に関わる意向表明について説明をいたします。

令和2年2月28日に労働者代表委員から特定最低賃金に関わる4業種の意向表明の提出がございました。申出の理由としまして、計量器等、はん用機械器具等、印刷、製版業は長野県内における当該製造業の事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

また、各種商品小売業については、長野県内の各種商品小売業における賃金

の最低額に関する労働協約の適用労働者数の3分の1以上の合意を得て申し出ることとしている。

なお、申し出の期間は2020年7月下旬までとなっています。

○岩崎会長

ただ今、事務局より報告がありましたが、労働者代表委員は何か付け加えることや意見はございますか。

<意見等、無し>

それでは、第3の議題の「その他」に入ります。労働者代表委員、使用者代表委員から何かございますでしょうか。

○水本委員（使用者側代表）

長野県最低賃金の審議が毎回短く、お盆前の審議で非常にタイトになっている。労働者側委員のお考えもあるとは思いますが、もう少し余裕のある日程にしていけないものか。

経団連の報告にも、出来れば、年明けの1月発効や年度でみて翌年4月1日発効とすべきとの記載もありました。この辺も参考にして欲しい。

○山口委員（労働者側代表）

特定最低賃金を含めて非常にタイトなスケジュールの中で審議をさせてもらっており、最終的な決定をするに当たって近隣の都道府県の状況も踏まえたいところで、それも叶わずに少ない情報の中、決定しているのが長野県の実情である。こういった点も含めて今後、議論させてもらえればありがたい。

○岩崎会長

事務的な面からするとどうなりますか。

○大日方賃金室長

まず長野県最低賃金でございますが、発効日から逆算して審議の仮日程などを調整、ご提示させてもらっております。今年度は中央最低賃金審議会の目安が示されたのが少し遅れました。この点も考慮し、委員の皆様方にお諮りさせていただいたところ、令和元年は10月4日の発効を目指すことになりました。この発効日から逆算して日程調整させていただきました。もう少し審議に余裕

が必要であれば、その点を踏まえて事務局で仮日程を組ませていただきたいと思いますと考えております。

もう一つ、特定最低賃金でございますが、各特定最賃の発効日から公示手続きを勘案し逆算で仮日程案を示させていただいております。各特定最賃の発効日は、例年6月の運営問題小委員会でご審議いただいております。

したがいまして、来年度の運営問題小委員会が発効日に関してご審議いただくこととなりますが、この発効日に関しては、事務局の方で事前に労使の代表委員の皆様方のご意向を確認し、来年度の運営問題小委員会でお示しできる方向で調整させていただきたいと考えております。

○財津委員（労働者側代表）

審議をすることは賛成です。そこで事務局に要望なのですが、特定最賃は各県様々で一つの表にまとめるのは大変だと思います。ですが、地域最賃については、発効日など全国一覧で見られる形で、令和元年度のもので構わないので、調整していただきたい。他地域が、どれくらいの日程で結審し、どれくらいの日程で発効しているのか見える形にしてみらうと議論がし易くなる。

○大日方賃金室長

ただ今の点ですが、資料番号No.2の裏面をご覧ください。こちらに、全国の地域最賃の金額と引上げ額、発効年月日が掲載されておりますので、審議の参考にしていただきたい。

10月1日発効としているところもあれば、長野県と同様のところもございます。一番発効日が遅いのは、新潟県の10月6日となっております。

○財津委員（労働者側代表）

今年は、中央最低賃金審議会の目安が出るのが遅かったので、各県タイトになって、発効日がずれてしまっている。ただし、例年は、10月1日で各県並ぶという理解でよろしいかどうか。それとも、昨年、一昨年も発効日にばらつきがあったものかどうか。

今でなくて構わないので、来年度の運営問題小委員会までに事務局でまとめて貰えると助かる。

○大日方賃金室長

ただ今の財津委員のご要望の件、準備を進めて参りたい。

○水本委員（使用者側代表）

審議日程がタイトということもあるが、もう1つ、最近、最低賃金のアップ率がかかなり高くなっている。経営者側の方でも、パート労働者の配偶者控除の関係があり、12月に入って出勤調整しないと、配偶者控除の基準額を上回ってしまう事態も生じていると聞いている。昔は1円、2円のアップだったところ、ここ5年間で125円のアップとなり時給に反映している。実務面でも本当に皆大変な思いをしている。実務的な面でも経営者側に負担が生じていることをあらためてご承知おきいただきたい。

○小島労働基準部長

先ほどの財津委員のご発言の関係ですが、お手元に最低賃金要覧がおありでしたら、18ページ、19ページをお開きいただきたい。こちらに、平成21年度以降の全国の地域別最低賃金の発効年月日が掲載されております。また新年度になれば、令和2年度版がご配りできると思うので、審議のご参考にしていただきたい。

○大日方室長

最後に、次年度の審議会日程につきまして、ご連絡いたします。

第1回目の最低賃金審議会につきましては、例年6月初旬に開催し、新年度におきます運営規程の確認、実地視察の実施等につきましてご審議いただいております。来年度におきましても、例年どおり6月初旬の開催に向け、4月下旬頃から委員皆様の日程を調整させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩崎会長

労働者代表委員、他に何かございますか。

<発言、無し>

使用者代表委員、他に何かございますか。

<発言、無し>

それでは、本日の総会は閉会といたします。ご苦勞様でした。